

ユニバーサルサービス政策委員会（第42回） ヒアリング発表資料

2025年8月7日

楽天モバイル株式会社

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

検討事項

①ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い

➤ ワイヤレス固定電話の提供地域を限定する規律の緩和の在り方

当社主張

- 本年2月の情報通信審議会での「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（以下「最終答申」）において、「規律の見直しはメタル回線設備の縮退の促進等にも資するため適当」とされたが、メタル回線設備の縮退は、**利用者や競争事業者等を含む多様な関係者に影響を与える取組であると認識。**
- NTT東西殿におけるメタル回線設備の縮退と既存利用者の移行に関する具体的な計画（移行計画）の早期策定は最終答申においても示されているが、**NTT東西殿より未だ開示されておらず、関係者との議論は進んでいない状況。**
- ワイヤレス固定電話の提供地域を限定する規律の緩和にあたっては、なし崩し的な緩和は避けるべき。**メタル回線設備の移行計画を詳細に検討し、必要な措置を講じたうえで実施することが必要。**
- また、進捗状況を常に把握し、計画を柔軟に修正するなど、**PDCAサイクルを着実に運用いただきたい。**

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

検討事項

②ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い

➤ モバイル網固定電話の技術基準の在り方

当社主張

- モバイル網固定電話の効率的な提供確保のため、普及段階において「緊急通報時に、住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名が通知される機能」の実装が確実に実現できるか等一定の技術基準の検討が必要である旨、最終答申において整理されたものと認識。
- 一方、**モバイル網固定電話の安定的な提供を行う観点からは、技術的特性に関する以下の課題が存在する**と認識。
技術基準の検討にあたっては、これらの課題を考慮いただきたい。
 1. 条件不利地域など圏外エリアでのサービスができない
 2. 携帯電話の電波の不安定性により接続できなくなる可能性
(地下・屋内・山かげ：エリア内でも圏外になる可能性)
 3. 緊急通報時において位置情報が携帯電話と同じ精度(令和6年4月23日 ユニバーサルサービスワーキンググループ（第6回）藤井構成員資料を参考に当社作成)

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

検討事項

③ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い

➤ サービスの性質を踏まえたユニバーサルサービスとしての範囲の在り方

当社主張

- 最終答申において、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は「品質面で利用者に不利益が生じないよう未整備地域等に限定することが適当」とされたため、ユニバーサルサービスとしての範囲の検討にあたっては、**サービスの安定的な提供が求められる点に留意が必要。**
- 留意事項の例として、以下が想定される。
 - ・ 光ファイバと比較するとワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は提供品質の課題が指摘されている※中、**ユニバーサルサービスとして適切な品質基準や技術基準をどう位置付けるか**
 - ・ 「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(2023年4月改訂)において、**固定ブロードバンド(光ファイバ等)の未整備地域の解消が整備方針として示されている**ことを踏まえ、未整備地域等における固定ブロードバンドの整備をどう進めていくか

※：令和5年2月 ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申（抜粋）

「FTTH等と同水準の料金・速度等で提供されるが、モバイル回線を用いるため、一般的に、ネットワークの混雑状況によって通信が遅くなったり、接続しづらくなるといった課題も指摘されている」

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

検討事項

④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- 卸電気通信役務による提供の場合の扱い、NTT東西の自己設置要件の扱い
- ブロードバンドの交付金制度の「一者以下要件」における扱い、交付金の算定における扱い

当社主張

- 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱いの検討にあたっては、**前提となるユニバーサルサービスとしての在り方の議論（今回の検討事項における1.(1)①-③等）が必要。**
- 特にNTT東西の自己設置要件に関する見直しを検討する際は、**まずは、過去の関連施策の効果を検証し、その結果を踏まえつつ、新たな見直しについて検討を進めるべき。**
- 1.(1)①のワイヤレス固定電話の提供地域に係る規律の在り方についても、以下の経緯があることから、過去行った関連施策の検証及び新たな見直しについての議論が必要。
 - 2020年のNTT法改正を踏まえ、**メタル回線設備の老朽化やその代替として安定的な電話サービスの提供ができること等を背景に不採算地域に限定して提供が認められた（2024年より提供開始）**
 - 本年の最終答申において、**メタル回線縮退の促進等を目的に提供地域のさらなる緩和**を認めることが適当とされた

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

検討事項

①基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項

- 基礎的電気通信役務の区分となる電話のユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）の種別
- 基礎的電気通信役務台帳の作成の単位となる地域の単位（地域単位区域の範囲）
- 基礎的電気通信役務台帳の記載事項

当社主張

- 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳（以下「台帳」）の整備にあたり、事業者からの報告等が求められると想定されるが、その場合は**事業者**に過度な負担とならないよう配慮いただきたい。
- 台帳の作成の単位となる地域単位区域の範囲については、円滑なサービス提供のため**市区町村の単位**が望ましい。

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

検討事項

- ②最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
 - 最終保障提供責務の発生要件（「正当な理由」及び「特にやむを得ない理由」の内容）
 - 役務提供確認の具体的な方法、期限
- ③最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
 - 最終保障電気通信役務に関し契約約款に記載すべき事項、その変更命令の要件
- ④近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項
 - 近隣電気通信事業者の必要な協力の内容
 - 近隣電気通信事業者が協力を拒否することができる正当な理由の内容

当社主張

- 役務提供確認の具体的な方法、期限の検討にあたっては、**事業者に過度な負担とならないよう配慮いただきたい。**
- 当社が近隣事業者該当し、協議の申し入れを受けた場合は、その協力可否に関する協議に応じる所存。
- 区域内電気通信事業者としてユニバーサルサービスを提供しない「正当な理由」や、近隣電気通信事業者として協力を拒否することができる「正当な理由」の検討にあたっては、ユニバーサルサービスの提供を開始することにより、**利用者への安定的なサービス提供に支障が生じる恐れがないか等**について留意が必要。

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

検討事項

①ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項

- 周知及び届出義務の例外の範囲（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして例外となる地理的範囲等）
- 周知及び届出の期限
- 周知及び届出の内容

②地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

- 地方における都市部より高い料金設定の禁止の具体的な内容
- 例外として認められる特別な事情

当社主張

- 現時点で課題はないと想定されるものの、以下2点について留意が必要。
 1. 周知及び届出に関する事項の検討にあたっては、**事業者には過度な負担とならないか**
 2. 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項の検討にあたっては、**利用者への安定的なサービス提供に支障が生じる恐れがないか**

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

検討事項

- ①最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
 - 最終保障電気通信役務の交付金の支援対象
 - 最終保障電気通信役務の交付金の算定方法
 - 最終保障電気通信役務の交付金の交付のための具体的な手続
- ②最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
 - 担当支援区域制度における担当支援区域の単位
 - 指定基準の見直し等、最終保障提供責務の導入等を踏まえた第一種適格電気通信事業者の指定手続の見直し
 - 最終保障提供責務の導入等を踏まえた電話の交付金の算定方法の見直し
- ③最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し
 - 指定基準の見直し等、最終保障提供責務の導入等を踏まえた第二種適格電気通信事業者の指定手続の見直し
 - 最終保障提供責務の導入等を踏まえたブロードバンドの交付金の算定方法の見直し

当社主張

- 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の検討にあたっては、
利用者等に過度な負担とならないよう適正な交付金額等の算定が望ましい。

Rakuten Mobile